

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律

附 則

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新港湾法第五十八条第三項の規定により港湾管理者が告示した埋立地の区域に係る当該告示にした公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十三条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三を削る。

第二十二條を次のように改める。

## 第二十二條 削除

別表第一号の三を削り、同表第十二号中「特定埠頭運営効率化推進事業」を「削除」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第十一条の三の規定による内閣総理大臣の認定に係る同条に規定する特定埋立地であるものについては、その全部の区域について新港湾法第五十八条第三項の規定による港湾管理者の告示がされている区域であるものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧特区法第二十二條第一項の規定により同項に規定する特定埠頭の貸付けを受けている事業者は、新港湾法第五十四條の三第二項の規定により港湾管理者の認定を受けた者とみなす。